

リース資産の取扱いについて

本補助金では、「補助対象者が所有する資産の自己復旧」を原則としていますが、例外としてリース資産も対象となりうる場合があります。詳細は下記を参照ください。

1 補助対象者（申請者）

- ・ 前提として、青森県東方沖地震により被害を受けたリース資産の使用者（以下「使用者」）が補助対象者に該当する場合に申請が可能です。
- ・ 補助対象者（申請者）は、必ずリース資産の所有者（以下「リース事業者」）になります。使用者の皆様はリース事業者と連携して申請書の作成をお願いします。
- ・ なお、リース事業者は中小企業者に該当する必要はありません。

2 補助対象資産

- ・ 募集要領7ページの要件に準じます。

3 補助対象経費

- ・ 補助対象経費は、次に掲げる次の2つの取組に限ります。

区分	具体例
(1) 被害を受けたリース資産を継続して使用する場合に、リース事業者が修繕をするのに要する経費	・ 修理業者による修繕費
(2) 被害を受けてリース資産が使用不能となった場合に、リース事業者がリース用資産（同等品）の再取得をするのに要する経費	・ リース用資産（同等品）の購入費

※ リース事業者の管理費や事務手数料、リースに係る金利や保険料、使用者が支払うリース料（残債を含む。）は対象外。

(1)の場合は、次の要件を満たす必要があります。

- ・ リース事業者が修繕を行い（リース事業者が修繕契約を締結し、かつ代金を支払うことをいう。以下同じ。）、その修繕費用相当額をリース料に上乗せする場合に、上乗せ後のリース料が補助金交付相当額を差し引いた額であること。
 - ※ リース事業者が修繕を行い、その修繕費用相当額をリース料に反映しない場合は対象外。（リース事業者が補助対象者に該当し、自身が所有する資産として申請する場合を除く。）
 - ※ リース事業者が修繕を行うことを原則とするが、使用者が修繕を行った場合には、リース事業者が修繕費用相当額を使用者に支払うこと。

(2)の場合は、次の要件を満たす必要があります。

- ・ 再取得するリース用資産（同等品）が中古品でないこと。
- ・ 新たなリース契約の契約期間がリース資産の法定耐用年数と一致しており、かつ契約の途中解約が不可であること。
- ・ 新たなリース契約のリース料が、補助金交付相当額を差し引いた額であること。

4 必要書類

- ・ 補助金交付申請書及び実績報告書の提出時に必要な添付書類は次のとおりです。

(1) 補助金交付申請書（募集要領 13～14 ページに準じる）

No	書類	作成者等
1	・ 補助金交付申請書（別記第 1 号様式）	リース事業者が作成
2	・ 事業計画書（別記第 2 号様式） ※ 「3 事業の内容」は、使用者と協力して記入すること。	
3	・ 同意書（別記第 3 号様式）	
4	・ 口座振替受領（変更申出）票	
5	・ 補助金振込口座の情報が確認できる通帳等のコピー	
6	・ 青森県東方沖地震により被害を受けたリース資産の写真等	使用者が用意
7	・ 補助金を申請するリース資産が記載された固定資産減価償却内訳明細書や固定資産課税台帳、償却資産明細書等の写し	リース事業者が用意
8	・ 補助金申請額の積算根拠となるリース資産の修繕又は再取得に係る見積書及び概要資料（設計書、関係図面、工事行程表、機械のカタログ等）の写し	リース事業者が用意 ※見積書の宛名はリース事業者。
9	【法人の場合】 ・ 履歴事項全部証明書（発行から 3 か月以内のもの。写し可） ・ 貸借対照表及び損益計算書（直近 1 期分） ----- 【個人事業主の場合】 ・ 本人確認書類（申請者の氏名・住所が確認できるもの）の写し ・ 直近の確定申告書【第一表、第二表、収支内訳書（1・2 面）又は所得税青色申告決算書（1～4 面）】又は開業届の写し	リース事業者が用意
10	【申請内容がテナントビルや貸店舗・貸工場等の復旧である場合】 ・ 所有者と使用者（店子）の間で締結した賃貸借契約書等の写し	不要
11	【保険金・共済金等の受領がある場合】 ・ 保険金・共済金等の内容や金額が分かる書類の写し	リース事業者又は使用者が用意
12	・ リース資産の使用状況表（様式 1） ・ 被害を受けたリース資産に係るリース契約書の写し	リース事業者が作成・用意

(2) 実績報告書（募集要領 17 ページに準じる）

No.	書類	作成者等
1	・ 実績報告書（別記第9号様式）	リース事業者が 作成
2	・ 事業報告書（別記第10号様式）	
3	・ 財産管理台帳（別記様式第8号）の写し	リース事業者が 用意
4	・ 契約書又は請書等の写し	
5	・ 引渡書又は納品書等の写し	
6	・ 請求書の写し	
7	・ 領収書又は銀行振込依頼書の写し	
8	<p>・ 補助事業の成果を確認できる書類</p> <p>【修繕の場合】</p> <p>① 地震により被害を受けた資産の全景写真を1枚以上</p> <p>② 修繕前（被害の状況が分かるもの）の写真を1枚以上</p> <p>③ 修繕後の写真を1枚以上</p> <p>④ 出来高設計書、関係図面等、修繕の内容や場所が分かる資料一式の写し</p> <p>【再取得の場合】</p> <p>① 被害により被害を受けた資産の全景写真（被害の状況が分かるもの）を1枚以上</p> <p>② 再取得した資産の写真を1枚以上</p>	リース事業者 又は使用者が用意
9	<p>【保険金・共済金等の受領があり、申請時に未提出であった場合】</p> <p>・ 保険金・共済金等の内容や金額が分かる書類の写し</p>	
10	<p>・ リース契約書の写し</p> <p>【修繕の場合】</p> <p>・ 変更契約後のリース契約書の写し</p> <p>【再取得の場合】</p> <p>・ 新しいリース資産に係るリース契約書の写し</p>	

様式1

リース資産の使用状況表

1 青森県東方沖地震により被害を受けたリース資産の概要

リース資産の 名称・型番	
使用用途	
リース開始年月	年 月
リース金額	円 (月額 円)
リース期間	年
設置場所 (使用者の事業所)	八戸市
補助対象資産の該当	<input type="checkbox"/> 該当する。 (チェックなしは無効)

2 リース資産の使用者の概要

フリガナ 名称又は屋号				
代表者役職				
フリガナ 代表者氏名				
郵便番号				
本社所在地 (個人事業者は住所)				
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)	コード		業種	
自社概要 (業種、事業内容等)				
補助対象者要件の該当	<input type="checkbox"/> 該当する。 (チェックなしは無効)			

3 事業の内容 (1)又は(2)のいずれかを記入)

(1) リース資産の修繕

修繕終了後の リース契約の リース料	項目	①補助金を利用した場 合のリース料	②補助金を利用しな かった場合のリース料
	リース料総額 (A+B+C)	円	円
	うち対象資産の 取得金額 (A)	円	円
	うち修繕料	円	円
	うち補助金額	円	円
	うち自己資金 (B)	円	円
	金利・保険料等 (C)	円	円

(2) リース資産の再取得

新しいリース資産の 名称・型番			
新しいリース資産の 法定耐用年数	年		
新しいリース契約の リース期間	年		
新しいリース契約の 開始年月	年 月		
新しいリース契約の リース料	項目	①補助金を利用した場 合のリース料	②補助金を利用しな かった場合のリース料
	リース料総額 (A+B)	円	円
	うち対象資産の 再取得金額	円	円
	うち補助金額	円	円
	うち自己資金 (A)	円	円
	金利・保険料等 (B)	円	円

(3) 誓約事項

<input type="checkbox"/>	使用者と締結する(1)又は(2)のリース契約において、リース料総額から補助金を控除することにより、リース料を軽減します。
--------------------------	--